

沿岸広域振興局長告示第3号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

令和6年1月5日

沿岸広域振興局長 工藤直樹

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 吉里吉里釜石線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区間	新旧の別	敷地の幅員	延長
上閉伊郡大槌町小槌第28地割字間渡153番111地先から大町514番3地先まで	新	m 23.0~12.0	m 673.3
上閉伊郡大槌町小槌第28地割字間渡153番96地先から末広町408番1地先まで	旧	15.2~9.5	787.5

- 4 変更の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間

- (1) 場所 沿岸広域振興局土木部
- (2) 期間 令和6年1月5日から同年2月5日まで